

岡山県人権教育推進委員会第58回会議開催要項

日 時 令和8年8月25日（火）

10:00～12:00

場 所 ピュアリティまきび

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

「第4次岡山県人権教育推進プラン」の見直し提言（1次案）について

3 その他

4 閉 会

岡山県人権教育推進委員会第58回会議のまとめ（概要）

日 時：令和8年8月25日（火）

10：00～12：00

場 所：ピュアリティまきび

1 開会

2 議事

「第4次岡山県人権教育推進プラン」の見直し提言（1次案）について

- ・事務局から資料に基づき説明

（委員）

2点意見を申し上げたい。21ページの「PTAを対象とした研修会」という箇所について、この5年間でPTAの加入率は大きく変化している。PTA加入は任意であり、加入率は100%ではない。役員不足やお金の使途などが議論される中で加入届の提出を求めるなど各校園で工夫されているが、PTAが「保護者すべて」ではなくなっている現状を踏まえた上で表現等を検討していただきたい。

26ページの「多様な学習機会や体験の提供」について、第6次指針では「体験的な活動」と表現されていたものが、プラン案では「体験的な学習」ではなく「体験活動・体験学習」となっている。文科省の動向も含め、「体験的」とする方がより包括的かつ教室内の学びも含む意味合いを持つと思われるため、表現の整理をお願いしたい。

（事務局）

PTA任意加入や解散といった近年の動きは承知しており、保護者全体へのアプローチは教育全体としても極めて重要な課題である。保護者全体に研修機会が届くよう、追記を含めて表現方法を検討したい。

「体験活動」か「体験的な活動」かについては、事務局でも非常に迷った。国の第2次計画では「社会体験・自然体験活動」という記述の比重が高いためそれを採用したが、委員のご指摘通り「体験的な」とする方が包括的な教育的意味を持つため、表現の工夫を検討したい。

（生涯学習課）

県教委が実施している研修会自体はPTAへの加入を参加条件にはしていない。未加入であっても希望があれば参加していただけるよう、人権教育・生徒指導課と相談の上、周知の工夫をしたい。

(委員)

2点指摘したい。19ページの表記について、平仮名表記が主流の中で一部「様々」と漢字表記されている部分の統一をお願いしたい。

8ページのA Iの説明について、「人間が行う学習、推論、判断などの知的な活動」と定義されているが、これが『A Iが人間と同等・同質の学習を行う』かのような誤解を招くのではないかと懸念する。コンピューターの「学習」はデータによるトレーニングに過ぎず、人間の経験や意志、価値観を伴う学習とは全く異なる。また、意思決定の支援はあくまで「支援」に過ぎず、最終責任は人間にあることを明確にする等、教育現場や保護者に誤解を与えない慎重な表現にしていきたい。

(事務局)

「様々」の漢字表記は平仮名に修正する。

A Iの定義に関する意見について、事務局で検討させていただく。

(委員)

他の委員のP T Aに関する指摘に賛同する。実態に即した表現に変えるべきである。

13ページの「人権を尊重する環境づくり」において、近年教育現場や生徒指導の領域で極めて重視されている「子どもの心理的安全性」というキーワードを盛り込んではどうか。

(事務局)

貴重なご提案に感謝する。教職員向けの各種研修でも『心理的安全性』を重視している。幼児・児童生徒が一人一人大切にされていると実感できる環境づくりの一環として、『心理的安全性』という言葉プランに盛り込んでいきたい。

(委員)

14ページの記述で、企業等に対して「映像教材等の情報提供を行う」とあるが、これは情報提供のみなのか、講師派遣等の直接的な支援も行っているのか。

1ページの「策定にあたって」の中で「市町村や学校において」という表記順になっているが、後段の文章ではすべて「学校園、市町村」という順序になっている。この表記順の違いに何らかの意図はあるのか。些細な点だが統一すべきと考える。

(事務局)

映像教材については、従来のDVD貸出に加え、近年は法務省のY o u T u b e人権チャンネル等の活用が進んでいる現状を踏まえ「映像教材」と幅を広げて表記した。また、生涯学習課がタイアップする講座等では企業の方も対象に含まれている。

表記順については、特定の意図はない。全体の整合性を取るために統一できるところは修正する。

(委員)

28ページの下から4行目にある記述は、文脈から見て「多数派（マジョリティ）」と「少数派（マイノリティ）」の誤りではないか。

人権課題において、多数派（マジョリティ）は意識的に少数派を排除しているのではなく、『無意識のうちに排除（無関心）』していることが本質的な問題である。コロナ禍での偏見・差別解消（感染者が増加したことで偏見・差別が薄まっていった実態）や、ハンセン病の歴史（有病率0.1%未満の極少数の人々の権利を多数派が無意識・無関心に排除し続けた歴史）を振り返り、多数派がその『無意識の排除』に気づくことの重要性を伝えるような表現を盛り込むなど、より踏み込んだ工夫をお願いしたい。

(事務局)

正しくは「多数者（マジョリティ）」と「少数者（マイノリティ）」であり、訂正する。

また、『無意識の排除』等について貴重なご意見に感謝する。一方で、本プランは、国の第二次計画や県の第6次指針の文言を参考にしているということも含めて御理解いただきたい。

(委員)

21～22ページの「教職員研修の充実」について。5年前と比べてインターネットや多文化共生、多種多様なハラスメントなど教育現場を取り巻く課題の変化が極めて激しい。教職員がこれらに対応するためには、常に自身の知識やスキルを「アップデートしていく」という意識が大切である。そうした内容をプランの中にも盛り込んで欲しい。

(事務局)

教職員研修において、時代の激しい変化に追いつき、常に最新の知識・スキルへとアップデートしていくことは極めて重要である。ご指摘の「常にアップデートしていく重要性」について、プランに表現として盛り込むことを検討する。

(委員)

21ページの家庭教育や地域住民に関わる記述について。現在、企業や地域では女性活躍や高齢者活躍が非常に叫ばれているが、ここにおける「地域住民」とは具体的にどのような層を想定し、どのような啓発を届けるイメージなのか確認したい。

(事務局)

地域住民とは「地域社会を構成するすべての方々」を対象として想定している。具体的な啓発活動として、PTA対象研修のほかに人権・男女共同参画課と連携した市民向け・企業向けの人権啓発講座を実施している。企業の方も多数参加しており、車椅子陸上選手を招いた障害者理解研修やハンセン病療養所の現地研修等、多角的な手法で啓発が届くよう取り組んでいる。

(委員)

小学校の現場を預かる立場から2点意見を申し上げたい。

33ページの「情報の真偽を見極めるメディアリテラシー」や、38ページの「アンコンシャス・バイアス」の記述は、学校現場にとって極めて重要な指針である。また、ヤングケアラーや生命の安全教育、SOSの出し方等の明記は、子どもたちの苦しみの早期発見に直結するため大変意義深い。しかし、これらは小学生、特に低学年の児童にとっては非常に抽象的で、現場の教職員が指導に悩むことが懸念される。先生方が困らないよう、低学年段階から段階的に取り組める『優しく具体的な指導事例』の提供をお願いしたい。

プランを策定した後の5年間において、社会や研修名の変化に伴う軽微な用語変更などは、計画期間中であっても柔軟に行われるのか、それとも一度決定したプランのまま5年間一切動かさないのか、運用の想定を伺いたい。

(事務局)

生命の安全教育（性暴力の防止等含む）について、国（文科省）から低学年向けから高校生向けまで、非常に充実した教材が順次公開されている。また、自殺予防教育に関しても、県独自に小学校段階のプログラムを作成している。現場の教員が困らないよう、低学年向け指導事例の周知や開発に引き続き取り組んで参りたい。

プラン中の各記述や主要事業に直接大きな変更を加えることは想定していないが、時代の激しい変化に伴い、例えば『自殺予防』が『SOSの出し方研修』へと一部名称や重点をシフトしていくような、運用の実態に即した軽微な修正や調整は各課の事業推進において柔軟に対応していく。

(委員)

48ページに合理的配慮が記載されたことは非常にありがたいが、50ページのユニバーサルデザイン（UD）の広報と地続きになっており、性質が混同される懸念がある。合理的配慮は障害者差別解消法に基づく「法的義務（令和6年4月義務化）」であり、その不提供は差別に当たるという明確な法的性質を持っている。UDとは一線を画した合理的配慮の重要性を、家庭や地域にも正しく伝えるため、独立した項目等でより強調して記述していただきたい。

51ページの居住地校交流等の記述について、「交流及び共同学習」という用語が法的な共通概念となっている。単に形式的な交流にとどまらず、地域や学校の力で共に「学び合う（共同学習）」という質的なアプローチを前面に出し、引き上げるような記述に変更していただきたい。

（特別支援教育課）

合理的配慮については、ユニバーサルデザインの促進の記述とは別に項目を立ててほしいという意見と思われるが、人権教育・生徒指導課と検討し、法的義務化の趣旨も含めて正確に伝わる記述となるようにしたい。また、居住地校交流のみの記載ではなく、学校間交流も含めた「交流及び共同学習」をしっかりと表に出し、共に深く学び合うという概念が浸透するよう書き方を検討したい。

（委員）

45ページに認知症基本法を踏まえた尊厳や共生社会の推進が明記されたこと、また47ページに学校教育での学習機会の提供が盛り込まれたことに感謝申し上げる。

その上で、国や県の基本計画でよく見られる「できる限り住み慣れた地域で暮らし続ける」という表現について、一步踏み込んだ理解を求めたい。認知症を発症したことで、県外に住む子供の元へ呼び寄せられて同居を開始するなど、「住み慣れた地域ではない新しい土地」で暮らし始め、孤立しがちな高齢者や家族が多数存在する。そうしたことについて、委員の皆様には深く知っておいていただきたい。

学校園での「認知症サポーター養成講座」の実施について、現在、学校（市町村）ごとに取り組む格差が非常に大きい。カリキュラム過密は承知しているが、子どもの時に認知症の方に自発的に話しかけられるような豊かな心を育てるため、すべての学校園で格差なく学習機会が確保されるようご配慮いただきたい。

（事務局）

地域の方々との交流の大切さを含めて、今後とも各学校において格差なく、系統的な学習機会が確保・推進されるよう粘り強く働きかけてまいりたい。

（委員）

31ページのインターネット人権侵害の記述であるが、現行プランの「急速な普及」が新プランでは「インターネットの普及」に修正されている一方で、別の記述箇所では「急速な普及」という表現が残ったままである。

また、上段の文脈で「インターネットの普及によって、重大な人権侵害が引き起こされている」と読めるが、これでは『普及そのものが悪である』かのように誤解されかねない。引き起こしている原因は『急速な普及に対応した利用者のモラル向上が追いついていない』

等であるはずだ。言葉の因果関係を正確に整理し、適切な文言に改善していただきたい。

(事務局)

「急速な普及」という表現について不統一は修正し整合性を取りたい。

(委員)

目次の３ページ等における各人権課題の掲載順について質問したい。今回、横断的課題としてインターネットが先頭に置かれている構成は極めて先進的で素晴らしい。その後に続く「女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ…」などの各課題の並び順には、何かルールや法則性があるのか。例えば、女性と性的マイノリティは性質が近いので配列を隣り合わせにする等の工夫の余地はあるのか、また、指針等に対応したものなのか伺いたい。

(事務局)

掲載順は、特定の人権課題に優先順位を設けているものではなく、この配列の法則は、県の第６次指針および国の第二次計画の掲載順に整合させている。

なお、特筆すべき点として、「アイヌの人々」の項目は、県の第６次指針には存在しないが、国の第二次計画には明記されている。教育委員会としては国が示す教材提供等の通知に対応する必要があるため、教育プラン独自のナンバリングとして追加している。このような整合性の観点からの配列であることをご理解いただきたい。

(委員)

３７ページのジェンダー平等教育について、メディアからの情報だけではなく、重要なのは『指導する側の大人や教職員自身が、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を持っていないか』という指導者側の自己点検ではないか。女性がキャリアをあきらめる、制度があっても利用しない・できないといった構造的格差を温存する場に学校現場がならないためにも、教職員自身に対するアンコンシャス・バイアス点検や意識改革の必要性について、３８ページの研修内容に留まらず、一步踏み込んでプランの本体に充実した文言を書き込んでほしい。

(事務局)

ご指摘のとおり、子どもたちに向き合う教職員自身が、まず自らのアンコンシャス・バイアスに気づき、視点を変えるための研修や点検は教育の根幹であると考えている。現在、教職員向け研修にアンコンシャス・バイアスの視点を取り入れているが、指導者側の自己意識点検の重要性をプランの記述にも反映できるよう検討して参りたい。

(委員)

33 ページ前後のインターネット環境について。これまでは『いかに子どもをネットの危険から遠ざけるか、守るか』という規制・管理の教育が中心だったが、今や1人1台端末が常態化し、高校生になれば自ら高度な活用や情報発信を行う。今後は、子どもたち自身がテクノロジーとどう主体的に付き合い、自ら責任を持って行動するかという主体性の教育が必要である。プランに、『デジタル・シティズンシップ』の視点や、発達段階に応じた主体的な活用の重要性について、分かりやすい言葉で盛り込むことはできないか。

(人権教育・生徒指導課)

インターネットの利用については、教育全体が規制・管理から安全な活用へシフトしている。技術進歩に十分な対策が追いついていない現状もあるが、発達段階に応じて自立を促すためにも、ご指摘の『デジタル・シティズンシップ』という概念は非常に分かりやすく適当である。国の学習指導要領改訂の動きとも連動させながら、主体的な活用を重視する書き方としてプランに落とし込むことを検討したい。

(高校教育課)

県総合教育センターが実施する初任者研修、3年目、8～10年目の中堅、16年目の教員を対象にした研修において、授業でのICT利活用と合わせて『デジタル・シティズンシップの視点を取り入れた情報モラル教育』を必修プログラムに位置づけている。また、全教員対象としては、eラーニング等も準備している。さらに、農業、工業、商業等、高校の各専門学科や教科『情報』でも情報モラル教育を構造化しており、この視点をより強化し位置づけていきたい。

(委員)

21 ページの「家庭教育の充実」について、3つ目の丸の部分で『研修に参加しにくい保護者が勤務する企業等を訪問して、～』とあるが、これは具体的にどのようなものか。

(生涯学習課)

平日の日中に開催する研修には、企業で働く保護者が参加しにくいという課題がある。そのため、県教委が講師を手配して職場に派遣し、研修を行う取組を行っている。ご意見を踏まえて、事務局と相談の上、表現を検討したい。

(委員)

61 ページ前後の患者等の人権に関する教育の充実について、現在は感染症を中心とした記述になっているが、がん教育や慢性疾患等についても、プラン上で明確に打ち出すべ

きではないか。

(保健体育課)

現在、がん教育についても、保健体育科の授業を中心として、学校現場で取り組んでいるところである。ご指摘の通り、プランへ反映するかどうか事務局と検討したい。

(委員)

48ページのインクルーシブ教育システムの補足が77ページにあるが、その内容について、改善を提案したい。

補足の定義では『障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下〜』と記載されているが、これは障害者側のみを対象とした目的のように捉えられかねない。本来のインクルーシブ教育とは、障害のある人も障害のない人も双方が学ぶものであるはずだ。この双方向のメリットや共に学び合う定義がより伝わる記述にして欲しい。

(特別支援教育課)

ご指摘のとおり、インクルーシブ教育とは、障害の有無に関わらず、共に学び合い理解し合うことが重要であると考えます。いただいた視点を踏まえ、お互いの主体性が尊重される双方向の学びとしての趣旨が正確に伝わる記述になるよう検討したい。

(委員)

法改正によりすべての事業者に合理的配慮の提供が義務化された一方、関係性の薄い場所では当事者が声を上げにくい現状があると思う。そのため、プラン50ページの「全ての学校園において」という限定的な記述は、合理的配慮が学校等の生活圏内に限られるという誤ったメッセージを伝える懸念がある。

(特別支援教育課)

該当箇所は学校での学習を意図して追加したものだが、学校外での配慮を考慮すると限定的に映る懸念は理解できる。今一度、表現について検討する。

(委員)

性的マイノリティの項目に関して、64ページの基本的方針に一部「性的マイノリティの「人々」と追加されているが、後続の文章では「性的マイノリティ」とのみ記載されており、用語の不統一が生じている。確認のうえ再整理いただきたい。

(事務局)

性的マイノリティの項目における文言について、再度確認、整理する。

(委員)

「性的マイノリティ」についてであるが、性自認が3歳から5歳といった極めて早期から始まることを踏まえ、取組についての記述が「学校では」となっているが、「学校園」としての記述にしてもよいのではないか。

(委員)

本日は各委員の皆様から非常に多角的な観点で有意義なご意見をいただいた。本日いただいた内容を事務局で真摯に精査・プランに反映させ、次回の推進委員会では教育長への提言内容を決定していただく予定である。本日の審議は以上とする。

(人権教育・生徒指導課)

委員の皆様におかれましては、本日は長時間にわたり非常に熱心なご審議をいただき、心より御礼申し上げます。事務局として十分な検討を行った上で第1次案を提示したつもりであったが、まだまだ細かな表現の不一致や、本質的な概念の踏み込み不足が多数見つかったことを深くお詫び申し上げます。次回、10月28日の第59回委員会では、より完成度の高い案を提示できるよう尽力したい。